

CASH RADAR PB システム NMC FAX 通信 #706

■ CASH RADAR PB システムで「マイナンバー」の管理

CASH RADAR PB システムの〔マイナンバー〕メニューは〔給与〕を利用することで有効になり、従業員とその配偶者・扶養親族の個人番号、ならびに会社の法人番号/個人番号を管理することができます。



マイナンバー

- ◇ 給与メニューとセットで利用。追加料金なし。
- ◇ マイナンバー法の厳格な要件に適用。登録・管理から退職後の廃棄までをカバー。

●●●〔マイナンバー〕の活用

- 源泉徴収票印刷
- 賞与支払届 (※)
- 報酬月額算定処理 (※)

〔マイナンバー〕メニューに登録した社員、配偶者・扶養親族の個人番号は、源泉徴収票など〔給与〕メニューの各提出書類に連動されます。
(※) 賞与支払届、報酬月額算定処理は“70歳以上被用者”が対象

●●● 厳格な運用、管理

給与

- 部署責任者
- 入力担当者

マイナンバー

- 部署責任者
- × 入力担当者

いつ

誰が

どこから

「グローバル IP アドレス」「MAC アドレス」も明示
(エクスポートした CSV ファイルで確認可能)

操作権限

〔マイナンバー〕は〔給与〕とセットでのご利用となりますが、その操作権限の設定は別々に行います。これにより、“入力担当者にはマイナンバーを操作させない”等の運用が可能です。

操作履歴 (個人番号履歴)

〔マイナンバー〕には独自の履歴管理メニュー【個人番号履歴】があります。一連の操作履歴に加え「どこから操作したのか？」も把握することができます。

●●● 個人番号の「廃棄」までをカバー

個人番号廃棄予定リスト

社員氏名	退職年月日	廃棄予定日
中野 富士美	平成 30 年 9 月 30 日	令和 07 年 10 月 1 日

〔マイナンバー〕内の【個人番号廃棄予定リスト】を活用することで、対象従業員データの把握と廃棄を行うことができます。

- ◆ 退職した従業員（およびその配偶者・扶養親族）の個人番号
- ◆ 配偶者・扶養親族から外れた親族の個人番号

企業は、従業員が退職した場合など個人番号を廃棄する義務があります。

ただし、退職した日や扶養等から外れた日と同時には廃棄せず原則として各種届出書の法定保存期間(※)のうちは保管を続けるものとなります。

(※) 例：扶養控除等申告書は退職日から 7 年